

地球の命を支える水の民営化問題

中 崎 茂

(1)水をとりにくく環境変化

水は、空と地上・地中を循環し、あらゆる生き物の命を育み、地球にとって血液と類似した役割を果たしている。この水のなかで淡水は、地球上の水量の僅か 2.5% にすぎず、地域的に偏在している。しかも近年の地球温暖化の影響を受けて、降雨量は季節・日時あるいは場所を問わず激変する傾向にある。他方、この淡水の需要をみると、人口の増加、生活水準や衛生意識の向上等を反映して地球規模では増加基調にある。とくに人口・産業の集積する大都市に需要が集中している。

このことが背景になり、地球規模の水需給のアンバランス、途上国を中心とした不衛生・不安定な飲料水依存人口の増加、さらに国際河川や水源地をめぐる国際的な水利権紛争等が生じている。国内・地域レベルでみると、渇水と洪水の頻発、それによる生態・景観等の変容・損傷、生活、産業とくに観光等の不安が高まっている。

(2)水のビジネス化

このような状況の中で、人口が増加し淡水が偏在すること、あるいは公共サービスの民営化を収益機会とみなし、多国籍企業を中心にウォーター・ビジネス(水、水源地の売買、上下水道)が拡大している。多国籍企業は、それまで自由財とされていた水を政治・資金力を駆使し自由貿易の名のもとに、WTO、世界銀行あるいは2国間貿易の中で「貿易商品」と認めさせた。同時に国内事情で水の輸出入を規制

することを困難ならしめ、また住民の衛生環境のためとの口実で、新しい水質基準の導入を画策し、ビジネス参入の機会確保に腐心している。今や水は、国際貿易商品となり、各国がその取引を自由に規制できない営利商品となっている。一方で、国や地方行政の財政不足、効率的な行政サービスの必要性を謳い文句に、人々の命にかかわる水道事業においても、民間企業の参入を当然とする機運が醸成されてきた。

そもそも電気、ガスなどと同様に水道事業は健全な経営を持続するため、地域独占が是認され、それを背景に水道事業の民営化が進められている。それを逆手にとり水道料金は、当初の数年間を低く設定し、水道の敷設や料金徴収等において地域独占が強まった段階で、水道料金の値上げやさらなる事業拡大の権利が要求されている。この段階になって、議会等が市民生活保護の観点から料金の値上げを拒否すると、辣腕の弁護士や政治・資金力を活用して膨大な損害賠償を支払わせる。あるいは妥協しても事業期間の延長や新たな水道敷設・浄水施設さらにその水源地域の利用権利を認めさせるなど、収益確保にぬかりはない。このことは他国の事例であるとして安穩として見過ごすには危険が大きい。すでに日本でも行政サービスの効率化、民営化を当然とする風潮を追い風に多国籍企業は、日本の商社と連携して(合弁会社、コンソーシアム

の形態で) 地方自治体に水道事業の民営化を働きかけている(日本経済新聞:17-1-28)。

水は、石油と異なり人類・生物のほとんどが命をつなぎ、空気と同様に、生存のために必要不可欠な人類共有の資産でもある。にもかかわらず、多国籍企業は営利のために国際政治を操り、水を私物化する道をつくり、それを是認する企業と一緒に圧力を強め、水は企業収益の手段、経営資源の一つに組み込まれている。

(3) 水は生き物の遺産?、営利の手段?

水は、人類・生き物に必要な共有の財産であり、後世にひきつぐべき遺産とみなされ、水の確保や給水は、人類に等しく安価かつ安全な状態で提供する公共サービスと位置づけられてきた。このような水を、他の多様な行政サービスと同列に論じ、民営化して果たして問題はないのであろうか?

本年6月に介護サービスに参入し日本最大手となった企業が、収益見通しが悪くなると法制度を悪用しかつその転売を目論んだことから、監督官庁、介護福祉関係者に衝撃を与え全国の介護世帯に大きな不安をもたらした。介護福祉は当初から営利化に懸念のあった行政サービスであり、機械的な民営化に警鐘を鳴らした一例でもある。

行政サービスの効率化や財政負担の軽減はもとより重要であるが、介護福祉と同様に命と関わりの深い水道事業は、「体に安全な水を心に安心な方法で、後世に確実に継承されること」が担保されねばならない。

本来、人類にすべからく自由にアクセスでき利用されるべき水が、近年になり貿易・ビジネスの取引対象となり営利の手段

として扱われるようになったその背景やその意図を考えると、水道事業が民営化されることにより資本の冷徹な営利原則に組み込まれ、収益の確保が可能な範囲の中でしか安全安心な水の提供と継続は保障されなくなる。先行事例によると民営化した水道事業は、地域独占としての経営の優位性から政治・権力者と結びつきを強め、そのもとで営利確保のために水道料金の引上げ、水質基準の引き下げ、最小限の見かけだけの環境対応が行われている(日本でも発電が優先され水の全く流れない死んだ川が出現した。長年の要求が実をむすび河川維持用水の最低限の放流が始まった事例もある)

(4) 湧水と水辺観光地

上記の水道事業と同様に、水の私有化・営利化の影響を被るものに湧水と水辺観光地がある。湧水は水質のよさと立ち寄りスポットとして利用されている。湧水地の多くは水質の良さを堪能できる現代のオアシスでもある。また水辺観光地は海・川・湖沼で展開されており、日本で淡水に関わるものは、渓谷(耶馬溪、奥入瀬、猊鼻溪など)、滝(那智の大滝、華厳の滝、四度の滝など)、湖沼(尾瀬沼、中禅寺湖、摩周湖など)、河川(四万十川、千曲川、梓川など)などである。これらは豊富な水量と良好な水質、それによる生物の多様性、歴史文化、水の景観等を背景にして、際立ったアトラクションとして多くの人々を魅了している。現在のところこれら湧水と水辺観光地の水量や水質に社会的な悪影響は顕在化していない。しかし膨大な量のボトリングや水の樽買いに、今後の人口の減退、少子高齢化、それによる財政の一層の弱体化が水源の財源化が加わり、湧水や水源地域の水質変化や枯渇化

に懸念を禁じえない。他国の事例のように近い将来において水源地域が売買の対象、また国策として水源の転用・転売が無いとは言い切れない。日本でも夏の代表的な観光地として多くの観光旅行者が訪れる尾瀬沼が、かつて国民の生活・生産向上を旗印に水源の転用・流路の変更が検討されてきた経緯があるからである。

(5) 水に対する地球人としての責務

地球の贈り物であり、生き物の命を育む淡水は、その水源地域(湖沼、湿原)や河川を含めて、その水量と水質が適正にかつ持続的に保全される必要がある。これは地球上に仮住まいしている人類の地球に対する責務であり、恵みの淡水に対する返礼でもある。その理念の下に、人類は、時代環境や貧富にかかわらず、生きとし生けるものが等しく淡水にアクセスでき、命を永らえる権利を保障することである。そのため淡水およびその持続性に直接かわる水源・流域などを人類・生物の共有財産(生命保持のコモンズ、命の世界遺産)として保全することが、人類共通のテーマとならねばならないと思う。

このことを確かなものとするために、水に関連の深い企業(国籍を問わず)による水利用システム(水源から浄水、給水、排水、処理放水まで)の一部や全体など営利商品化する動きをたえず注視する必要がある。これとあわせて、国や地域レベルにおいても淡水を地域社会の自然生態を養い、景観を豊かにし、郷土の歴史や水文化を支えるシンボルであることを深く認識することが重要な第一歩となる。その上で、水系・集水域の水の賦存量の涵養と水質の保全にそれぞれの関与主体が努めるとともに、水との関連が深い近隣地域とは節水と分かち合いの精神で共存する取組み

が重要となる。

このような地球レベルの淡水を取り巻く情勢に関心をもちつづけ、地域内の淡水の賦存量と水質に留意した保全と適正な利用・広域流動を図ることによって、われわれは水の生活文化を堪能・継承できるとともに、旅行先で豊かな生態・生物との触れ合い、四季折々の河川・湖沼・湿原等に映える山紫水明の景観をいつまでも堪能することが可能となる。

少なくとも、人類、生物の命の源でもある淡水を等しく享受しその機会を永らえることができるような国際・地域社会を目指す必要がある。

水、地球の恩恵である淡水を、地球・地域そして人類の共有財産として等しく使わせてもらう謙虚なかかわり方とともに、この恩恵を後世の人々に責任を持ってひきわたすことが我々の責務であろう。

【参考文献】

拙稿「水は地球・地域のもの」TOWA 経済レポート、2005、NO.196

中村靖彦『ウォーター・ビジネス』岩波新書、2006年、4版

拙論(平成8年)「持続的な水循環と観光レクリエーション開発」西岡久雄編著『観光と地域開発』

山口嘉之『水を訪れる』1 中央公論社、4版1997年

菅 豊(2005)「コモンズと正当性 - 公益の発見 - 」環境社会学研究、第11号